

令和7年度第1回市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

開催日時：令和8年3月23日（月）14：00～15：00（予定）

開催場所：市川市役所第一庁舎 第2委員会室

会 議 次 第

1. 開会
2. 議題
 - (1)正副会長の選任について
 - (2)令和7年度生活困窮者支援等のための地域づくり事業の報告
 - (3)その他
3. 閉会

<会議資料>

- 資料1 第11期市川市社会福祉審議会 専門分科会委員名簿
- 資料2 令和7年度「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」進捗状況について
- 参考資料1 重層的支援体制整備事業（市川市よりそい支援事業）のあらまし
- 参考資料2 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 業務委託の内容（仕様書抜粋）
- 参考資料3 地域支援
- 参考資料4 個別資料
- 参考資料5 コミュニティソーシャルワーカー業務調査報告書

第11期市川市社会福祉審議会 専門分科会委員名簿

※敬称略、五十音順

地域福祉専門分科会（9名）				
	条例上の区分	推薦団体等	職名	氏名
1	の学識経験者	和洋女子大学	家政学部 家政福祉学科 教授	岸田 宏司
2		社会福祉法人 慶美会	施設長	森高 伸明
3	関係団体 受けた者の推薦を	市川市自治会連合協議会	理事	岩松 昭三
4		市川市民生委員 児童委員協議会	副会長	坪井 幸恵
5		社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	常務理事	松尾 順子
6		市川市障害者団体連絡会	市川 手をつなぐ親の会 会長	村山 園
7		特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	会長	山崎 文代
8	市民			佐藤 理恵
9	関係機関行政	千葉県市川健康福祉センター	副センター長	出井 美知子

令和7年度「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」進捗状況について

●評価方法の変更について

令和6年度：各業務・各圏域の活動件数、前年度と比較した伸び率

令和7年度：各業務の全圏域における成果

●目標値を定めているものではないため、評価基準は所管課における自己評価となります。

【 適正に実施された 概ね適正に実施された やや不十分だった 不十分だった 】

業務内容(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→各会議体へ出席し、住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源について、実態を把握する。

評価	適正に実施された。
評価理由	各圏域の特色に応じた具体的な地域課題、生活課題やそれに対応する社会資源等が把握された。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ● 圏域の広さに対して、住民が集える場が不足している課題や、それに伴いボランティアや地域活動の担い手が少ないことを把握した。(北部) ● 病院を受診する際に、同伴者を求められるが身近に同伴者がいない課題を把握し、インフォーマルサービスの重要性を把握した。(西部) ● 小規模保育園の増加傾向や地域との関わりを求める自治会からのニーズを把握した。(東部) ● 外国籍の児童が多いことから、特に小学校において、多文化共生に対する理解醸成の必要性を把握した。(南部)

業務内容(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

→把握したニーズや生活課題に対して、住民の活動支援をするほか、地域資源を発掘し、それらの情報を提供・共有する。

評価	適正に実施された。
評価理由	地域の課題に応じた新たな資源や協力者の発掘が積極的に実施された。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア来所者数の増加を目指し、行事を実施するにあたり、活動を支援した。(北部) ● お互いさま事業養成研修を開催し、生活課題や「地区にあったらいいと思うもの」をテーマにグループワークを行った。(北部) ● 自治会と調整を図り、お互いさま事業の実施方法を検討した。(西部) ● 住民主体の活動(子ども食堂・居場所づくり等)の定着に向けて支援をした。(東部) ● お互いさま事業のコーディネーター不在エリアにおいて、支え合い活動の立ち上げを希望する団体を支援し、事業と連携しながら今後の団体活動のあり方について情報提供を行うなど支援を行った。(南部) ● 来所者対応に苦慮する事案があり、地域ケア相談員に寄り添った対応を継続的に行った。(南部)

業務内容(3) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

→地域ケアシステム推進連絡会等のプラットフォームに地域づくりの多様な担い手を集め、主体的に活用する。

評価	適正に実施された。
評価理由	各圏域の状況に応じて、地域ケアシステム推進連絡会やその他のプラットフォームを主体的に活用した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケアシステム推進連絡会の開催が少ない地区へ働きかけた。(北部) ● 地域ケアシステム各拠点の状況を把握するため、他地区の福祉委員間で交流する研修会を開催した。(西部) ● 新たなこども食堂の立上げ支援を行い、開催時には周辺の学校を訪問し、主催者と周知活動を行った。(東部) ● 南行徳地域共生センター利用者協議会において、利用者による主体的な活動が活性化できるよう、調整役を担った。(南部)

業務内容(4) コミュニティソーシャルワーカーの業務

(① 地域住民への個別支援等、②地域づくりに向けた支援)

→①複雑化・複合化した課題を抱える住民の状況を的確に把握し、寄り添った支援を行う。

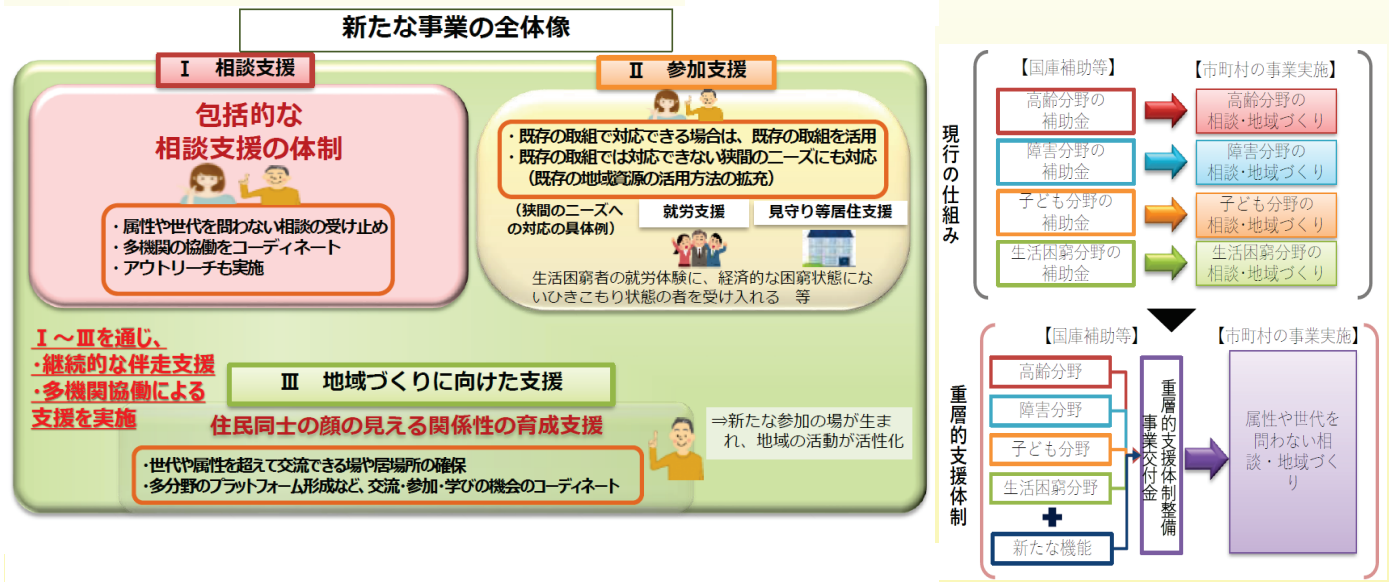
②属性や世代の垣根を超え、安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、支援を行う。

評価	適正に実施された。
評価理由	居場所を定着させ、個別ケースへの対応が丁寧に行われた。
成果	<p>① 地域住民への個別支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各個別ケースに寄り添った丁寧な対応が取られた。(全圏域) <p>② 地域づくりに向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体の居場所づくりを支援し、定着に向けての支援を行った。(北部) ● 個別ケース(外国籍住民)への支援から把握した課題に対して、異文化交流を目的とした交流会等を開催し、地域に定着するよう支援した。(西部) ● 住民主体の居場所づくりや子ども食堂を支援し、定着させた。(東部) ● 数多くの個別ケースに寄り添うほか、垣根を超えた居場所づくりの支援を行った。(南部)

重層的支援体制整備事業 (市川市よりそい支援事業)のあらまし

重層的支援体制整備事業の創設

令和3年4月、国は地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」に向けた支援」の3つの支援を一体的に行う、市町村の新たな任意事業(重層的支援体制整備事業)を社会福祉法に創設。



重層的支援体制整備事業は5つの事業で構成

事業名(根拠条文)	社会福祉法の規定(一部追記、簡略化)
1 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ【介護】地域包括支援センターの運営 ロ【障害】障害者相談支援事業 ハ【子ども】利用者支援事業 ニ【困窮】自立相談支援事業
2 参加支援事業(同項第2号)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
3 地域づくり事業(同項第3号)	地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業『通いの場』) ロ【介護】生活支援体制整備事業 ハ【障害】地域活動支援センター機能強化事業 ニ【子ども】地域子育て支援拠点事業 （【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業） 新
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(同項第4号)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業 新
5 多機関協働事業(同項第5号)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業 新

生活困窮者支援等のための地域づくり事業 業務委託の内容（仕様書抜粋）

業務目的

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

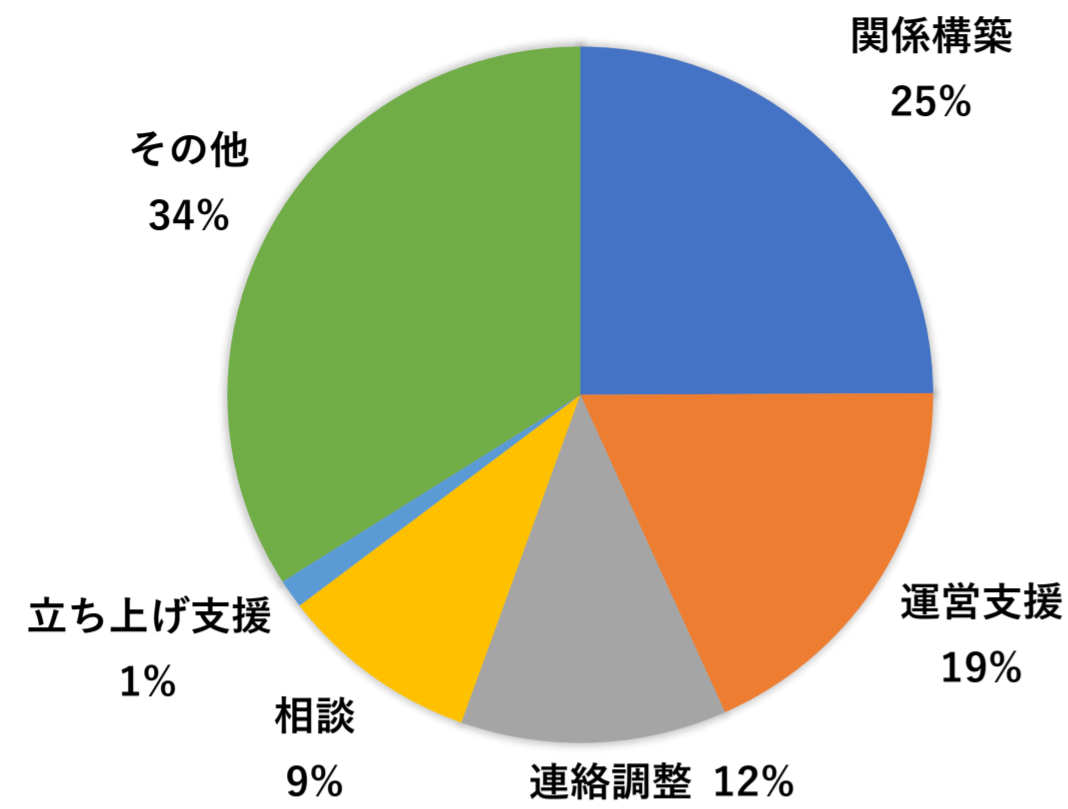
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

コミュニティソーシャルワーカーの役割は、地域ケアシステムの推進のため、主として公的に制度化されていない多様な分野であるインフォーマル領域において、自治（町）会、子ども会、高齢者クラブ、民生委員、ボランティア、NPO 法人、障がい者団体、学校、シルバー人材センター、民間企業等多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行う「コーディネーター」であり、地域福祉推進のため、地域づくり事業を推進する専門職。

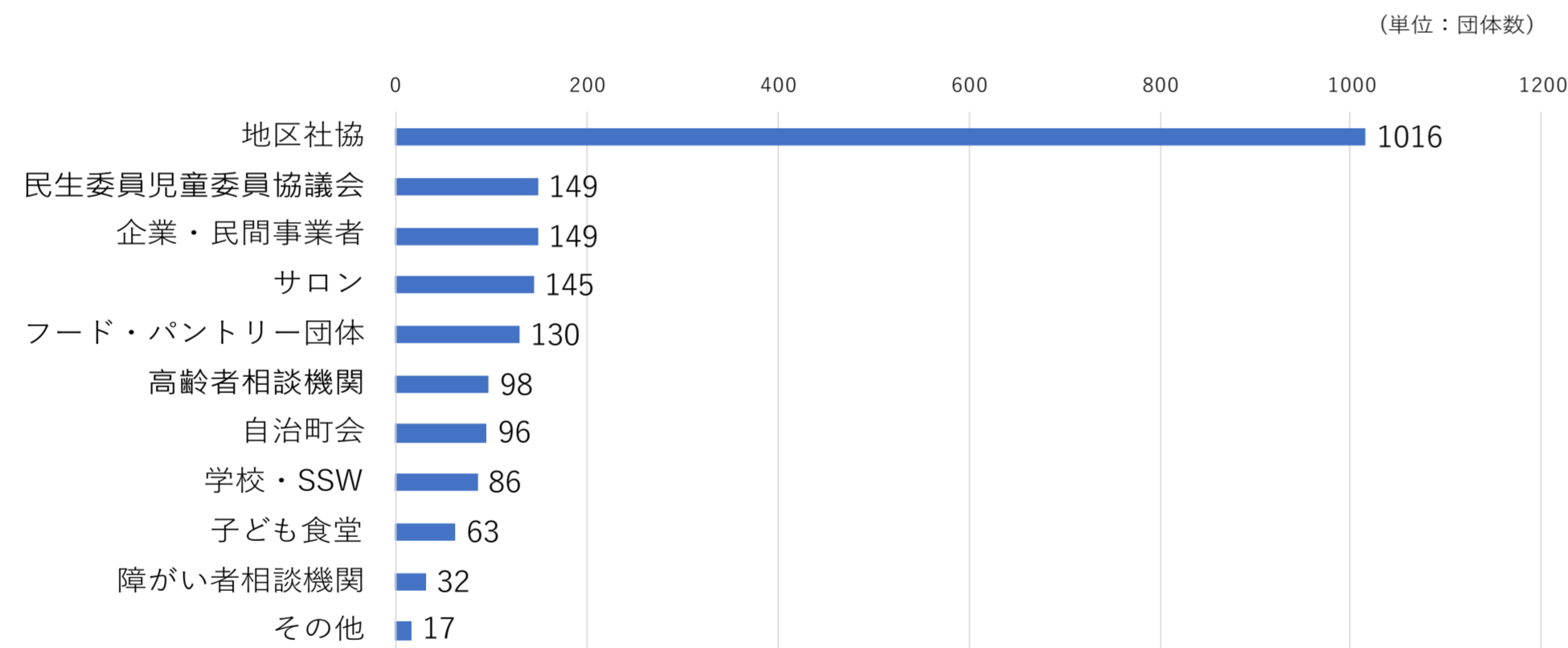
業務内容

(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握	
住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、以下の会議体に必要に応じて出席し、実態把握を行う。	
①各地区でのニーズ把握のための会議体	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員地区協議会 ・地区社会福祉協議会が主催する地域ケアシステム推進連絡会 ・地区社会福祉協議会が主催する相談員会議 ・その他地区社会福祉協議会が主催する会議 ・高齢者サポートセンターが主催する地域ケア会議 ・災害に関する地域の防災組織との連携会議 ・その他、各地区でのニーズ把握に必要な会議
②市川市域全体でのニーズ把握のための会議体	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会グループスーパービジョン ・市川子ども食堂ネットワーク会議 ・ボランティア協会運営委員会 ・保護司会役員会 ・フードバンク及びフードパントリー開催団体との会議 ・口腔ケアネットワーク会議 ・PTA 連絡協議会役員会 ・千葉県スクールソーシャルワーカーとの連携会議 ・委託者が主催する地域ケア会議 ・災害に関する関係機関との連携会議 ・その他、市域全体でのニーズ把握に必要な会議
(2) 地域住民の活動支援・情報発信等	
(1)により把握したニーズや生活課題に対して、地域の住民主体の活動をより活性化させるよう、以下の地域住民の活動支援や情報発信等の以下の取組を行う。	
ア	地域住民の生活課題解決および社会参加の促進に役立つ情報を提供・共有することができるよう、事業者・団体等が提供するサービスやその他地域資源を把握するとともにそれらの情報を集約する
イ	地域における住民のニーズ・生活課題の解決に向け、これらの課題に対する支援を行うボランティア等を新たに募集・育成するなど、地域資源の発掘を行い、地域における協力者の増進を図る。
ウ	地域での支えあい等の仕組みである「地域ケアシステム」の考えのもと、この仕組みの推進母体の1つである地区社会福祉協議会が主催する会議に出席し、地区社会福祉協議会の活動を支援する。
(3) 行政や地域住民、NPO 等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開	
行政、地域住民、NPO 等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの場として、地域ケアシステム推進連絡会を活用する。地域における多様な担い手を集め、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合い、これを新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に向けて、会議の開催を地区社会福祉協議会に促し、以下の議題を主体的に提示する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出 ・地域の社会福祉法人や NPO 法人等に対する地域住民のニーズの情報共有 	
(4) コミュニティソーシャルワーカーの業務	
①地域住民への個別支援等	ひきこもり、ゴミ屋敷、ヤングケアラー等のいわゆる制度の狭間で悩む地域住民や、世帯全体が複雑化・複合化した地域生活課題を抱える世帯の情報を得た場合は、その状況を的確に把握し、地域住民によりそった支援を行う。また、必要に応じて委託者が実施する「重層的支援体制整備事業」における多機関協働事業の事業者への連絡や重層的支援会議及び支援会議の出席等、相互連携を図ること。
②地域づくりに向けた支援	属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わる等、安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、その人らしくいられる居場所の開設に向け、地域住民等へ支援を行う。 なお、既存のサロンにおいては、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等や制度の狭間で悩む地域住民も参加しやすくなるよう、誰もが活躍できる居場所づくりに向け、地域共生社会の理念を周知すること。また、属性や世代に関わらない居場所づくりを推進していくため、市川市基幹相談支援センターえくる、子ども食堂（地域食堂）を支援する団体、市川市生活サポートセンターそら、千葉県中核地域生活支援センター、市内小・中学校のライフカウンセラー等の意見を聴きながら、これらと連携すること。

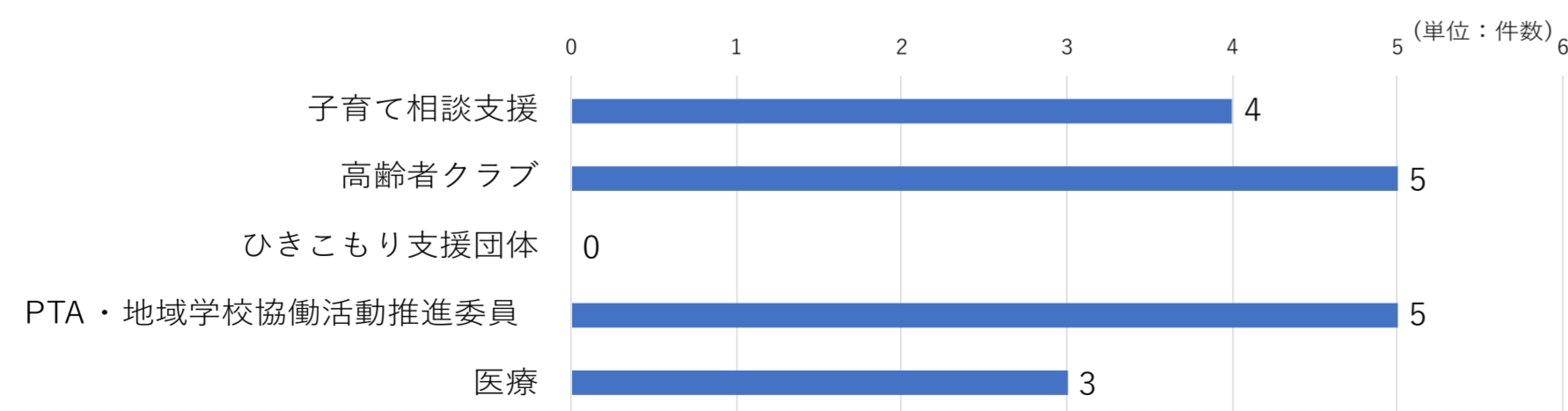
① 地域支援の内容



② 地域支援 かかわった地域団体(複数回答有り)



「その他」の内訳



具体的事例

(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握

・病院受診時に同伴者を求められるものの、付き添いを依頼できる人がいないという地域課題を把握した。
同様の困りごとが地域からも上がっている状況を踏まえ、地域の会議体において課題の共有と対応の検討を行った。
また、地域住民主体のインフォーマルサービスである「お互いさま事業」の実施に向けて支援を行い、個別の困りごとを地域の支え合いの仕組みづくりへとつなげた。

(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

・お互いさま事業の実施にあたり、担い手が不足していることが課題となっていた。
このため、お互いさま事業養成研修を実施し、新たな担い手の発掘に取り組んだ。
研修では、生活課題や「地区にあったらいいと思うもの」をテーマとして、グループワークを行った。

(3) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

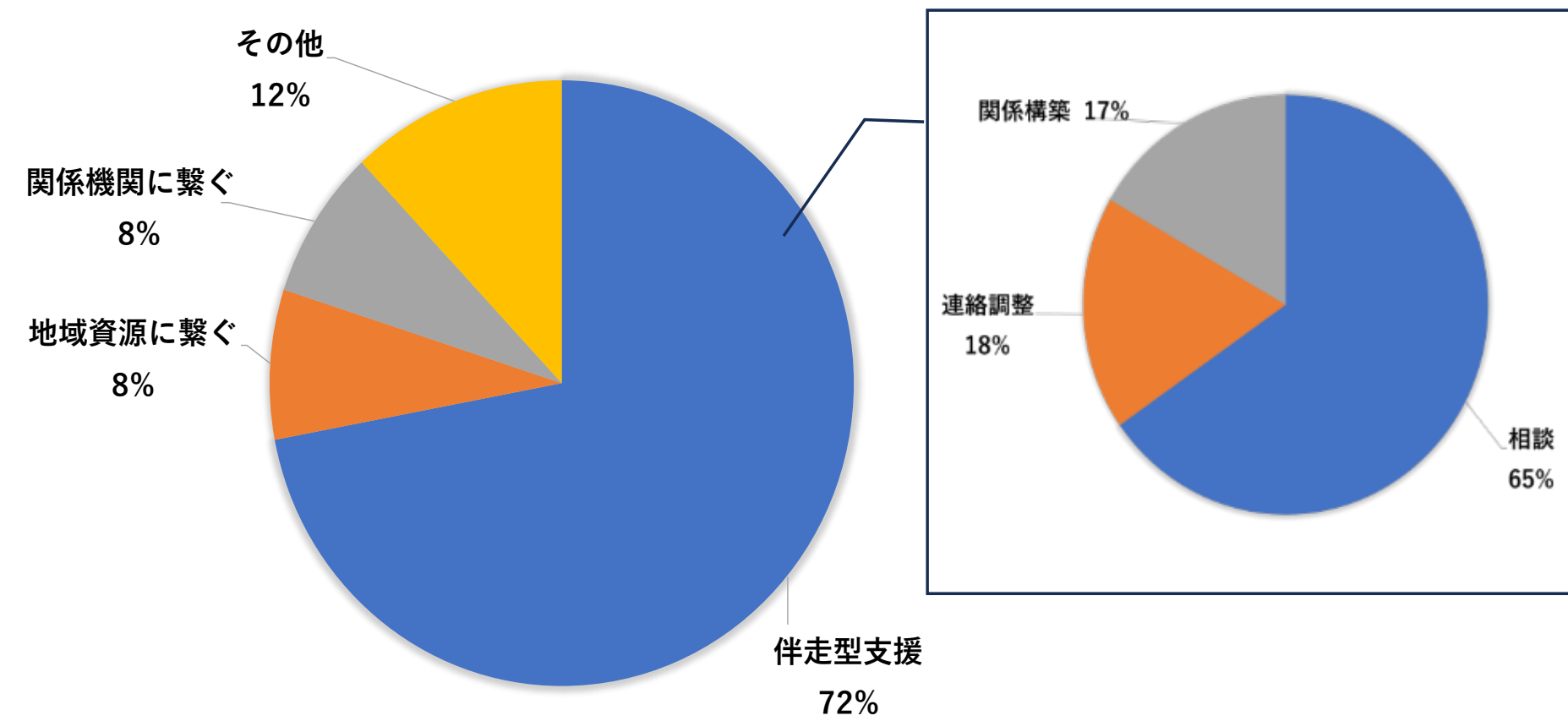
・お互いさま事業のコーディネーター不在エリアにおいて、支え合い活動の立ち上げを希望する団体を支援し、事業と連携しながら今後の団体活動のあり方について情報提供を行うなど支援を行った。

(4) ②地域づくりに向けた支援

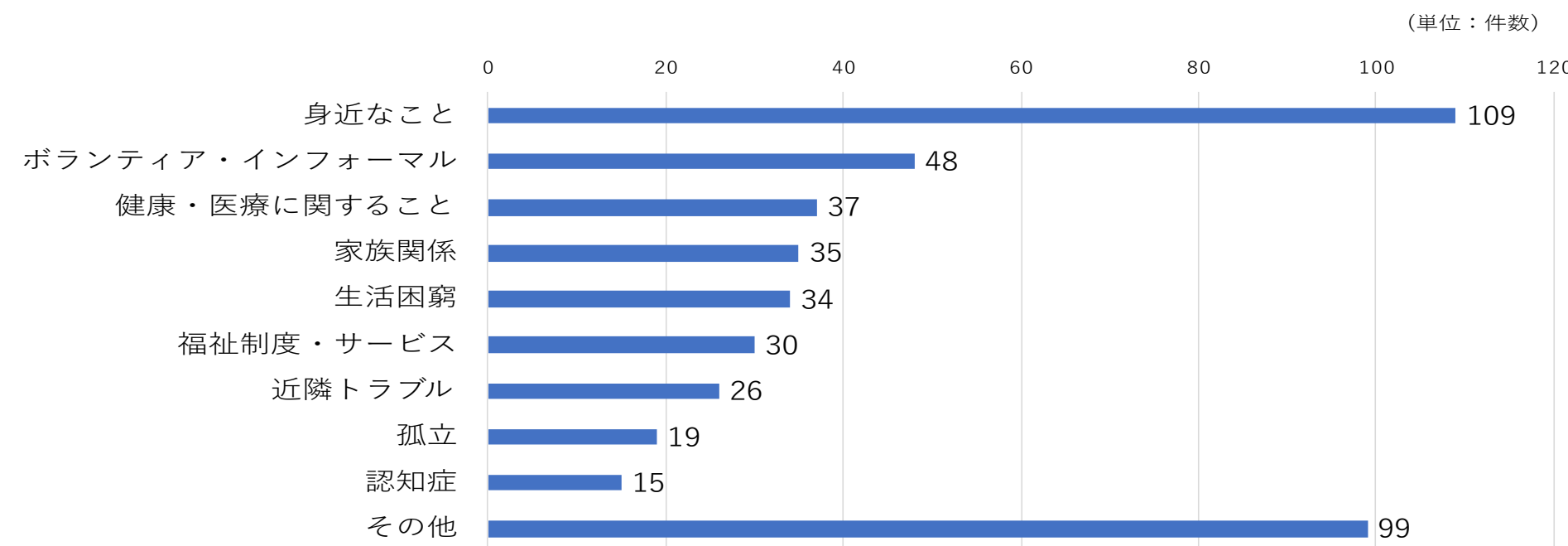
・個別ケース（外国籍住民）への支援を通して、地域で孤立しやすい状況や交流の場が少ないという課題を把握した。
その課題に対して、日本語交流会や多国籍交流会を開催し、外国籍住民と地域住民が交流できる場づくりを行った。
また、関係機関やボランティアと連携しながら継続的な交流の機会を生み出し、地域の中で外国籍住民が孤立しない環境づくりにつながるよう支援を行った。

・フードパントリーを「開かれた地域の居場所」とし、CSWが関わることで食料支援をきっかけに困りごとを抱える人とつながり、早期発見・相談につなげる「福祉の窓口」を設置し、利用者への相談支援を行った。

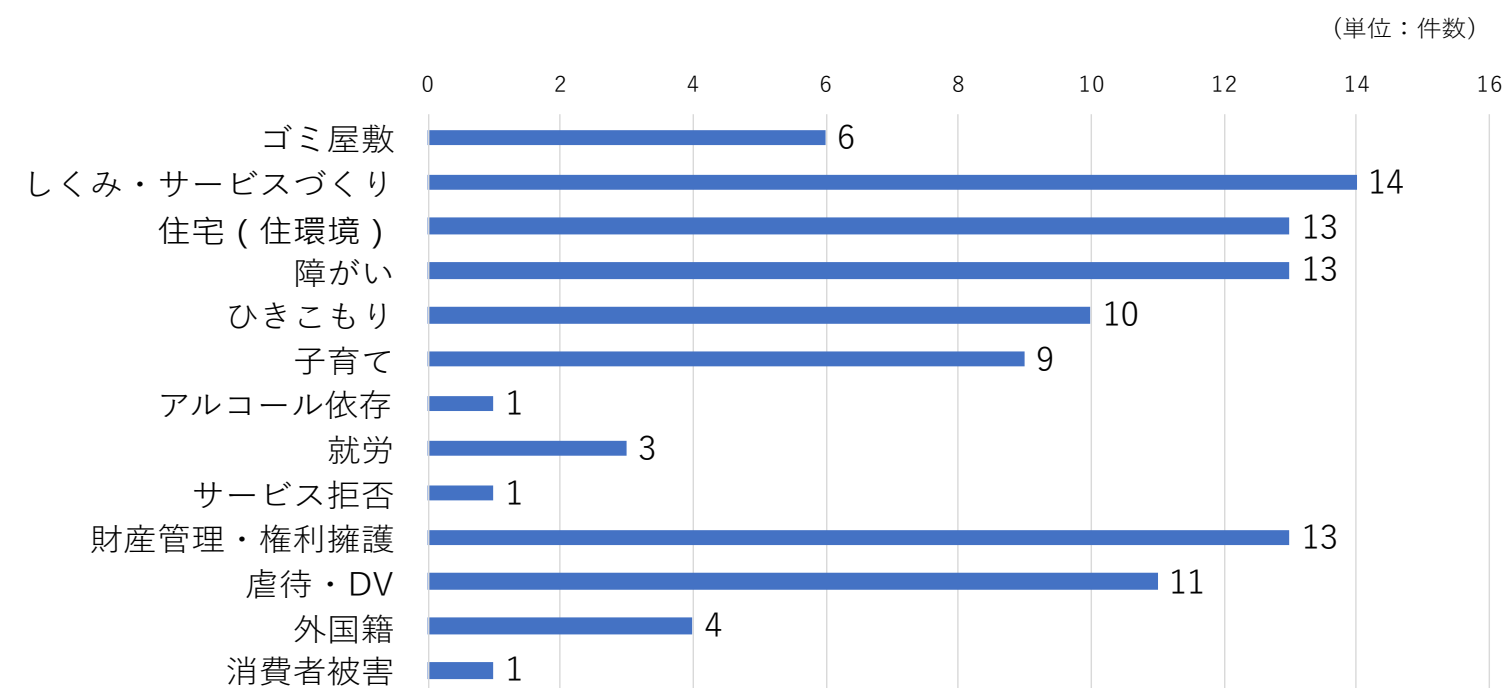
③ 個別支援の内容



④ 個別支援 相談内容(複数回答有り)



「その他」の内訳



具体的事例

- ① 高齢者介護・家族関係の相談支援**
 70代女性。要介護5の夫の在宅介護と精神疾患のある娘との関係悪化について相談。家族関係の整理や今後の生活の見通しについて傾聴を中心に支援。関係機関との連携も視野に入れながら継続相談とした。
- ② 生活困窮・健康問題への支援**
 80代男性(生活保護・独居)。体調悪化の相談。生活保護担当や高齢者サポートセンターと情報共有し訪問支援を実施。医療機関への搬送につながり入院支援を行った。
- ③ 近隣トラブルと精神疾患疑いケースの調整**
 40代男性(独居)。近隣住民とのトラブルが頻発し地域住民より相談。民生委員や地域住民と状況を整理し関係機関との連携を検討。地域の安心確保の観点から見守り体制の検討を行った。
- ④ 高齢者の転倒事故を契機とした生活支援**
 70代女性(生活保護・独居)。転倒し生活困難となり相談。訪問により生活状況を確認し医療受診を調整。退院後はボランティア等と連携し生活支援を継続した。
- ⑤ ヤングケアラーが疑われる家庭への支援**
 難病の母と不登校の中学生を含む家庭。ケアマネより相談。専門職会議を開催し家族状況を共有。教育・福祉機関と連携し支援方針を整理した。
- ⑥ 外国籍住民の地域支援**
 40代女性(外国籍)。日本語支援の相談。ボランティアと連携し日本語交流の場を設定。地域の居場所づくりにつながる取り組みを開始した。
- ⑦ 高齢者の法律・相続相談支援**
 80代女性(独居)。相続手続きに関する相談。司法書士相談への同行支援を実施。手続きの理解と安心につながる支援を行った。
- ⑧ 外国籍住民の医療受診支援**
 20代女性(外国籍)。労災による骨折後の医療相談。通訳ボランティアを調整し医療機関受診に同行。生活支援と医療連携を継続支援した。
- ⑨ 孤立・ひきこもり状態の若年層支援**
 40代男性(生活保護・長期ひきこもり)。生活全般相談。関係機関と訪問し地域資源の情報提供。社会参加に向けた関係づくりを開始した。
- ⑩ 生活困窮高齢者への制度利用支援**
 80代女性(身寄りのない独居)。生活費不足の相談。高齢者サポートセンターと連携し生活状況を確認。生活保護申請に向けた支援を開始した。

参考資料5

期間：令和7年4月1日～令和8年1月31日
コミュニティソーシャルワーカー業務調査報告書 抜粋

1. 個別支援について

(1) 個別支援対象者数及び性別、世帯構成

	性別				世帯数			
	男性	女性	不明	計	独居	複数	不明	計
北部	26	25	0	51	29	16	6	51
西部	28	51	0	79	48	31	0	79
東部	22	32	0	54	27	23	4	54
南部	30	47	0	77	35	37	5	77
市外・その他	7	5	0	12	4	3	5	12
合計	113	160	0	273	143	110	20	273

(2) 個別支援対象者の年齢構成

	北 部	西 部	東 部	南 部	市 外 ・ そ の 他	不 明	合 計
80代～	13	24	18	27	1	0	83
70代	17	22	8	15	0	0	62
60代	4	9	5	7	0	0	25
50代	5	6	7	10	1	3	32
40代	4	7	3	4	1	0	19
30代	0	4	1	2	0	0	7
20代	0	0	1	2	2	0	5
10代	4	2	7	5	0	0	18
～10代未満	0	1	1	1	0	0	3
不明	4	4	3	4	1	3	19
合計	51	79	54	77	6	6	273

(3) 個別支援対象者の属性（複数）

	北 部	西 部	東 部	南 部	市 外 ・ そ の 他	不 明	合 計
高齢者	27	44	30	46	1	0	148
高齢独居	19	28	19	26	1	0	93
高齢者世帯	8	16	10	18	0	0	52
認知症（疑い含む）	3	4	4	10	1	0	22
身体障がい	3	7	5	3	1	0	19
知的障がい	2	1	1	6	1	0	11
精神障がい（疑い含む）	9	13	7	17	1	3	50
内部障がい	0	0	0	3	0	0	3
発達障がい	2	0	2	1	1	0	6
ひきこもり	0	2	4	4	0	0	10
子育て	1	3	2	3	0	0	9
ひとり親	2	1	2	4	0	0	9
児童・青少年	2	1	1	0	0	0	4
DV被害	1	2	1	1	0	0	5
ホームレス	0	0	0	1	0	2	3
外国籍	1	2	1	3	0	0	7
その他	11	17	12	18	2	1	61
合計	64	97	72	120	8	6	367

(4) 相談（課題）の内容（複数）

	北部	西部	東部	南部	市外・その他	不明	合計
生活に関する身近なこと	16	47	19	25	1	1	109
認知症	2	3	4	5	1	0	15
ゴミ屋敷	2	3	0	1	0	0	6
ご近所・近隣トラブル	5	14	7	0	0	0	26
家族関係	5	10	6	9	4	1	35
福祉制度・サービス	5	2	9	11	2	1	30
ボランティア・インフォーマル	4	7	12	22	1	2	48
しくみ・サービスづくり	3	1	3	6	0	1	14
生活困窮（金銭面）	8	5	7	9	4	1	34
健康・医療に関すること	11	15	6	4	1	0	37
孤立（孤独）	1	5	4	9	0	0	19
住宅（住環境）	3	6	0	3	1	0	13
障がい	3	7	0	1	1	1	13
ひきこもり	3	1	4	2	0	0	10
子育て	3	2	2	2	0	0	9
アルコール依存	0	0	0	1	0	0	1
就労	0	1	0	2	0	0	3
サービス拒否	0	0	0	1	0	0	1
財産管理・権利擁護	4	3	0	5	1	0	13
虐待・DV	2	4	1	4	0	0	11
外国籍	1	2	0	1	0	0	4
消費者被害	0	0	0	1	0	0	1
その他	3	1	6	17	0	2	29
合計	84	139	90	141	17	10	481

(5) 支援の内容

	北部	西部	東部	南部	市外・その他	不明	合計
相談	93	163	45	92	11	9	413
関係構築	7	12	7	82	0	0	108
連絡調整	23	28	26	34	0	0	111
関係機関へつなぎ	13	21	11	20	2	1	68
地域資源へつなぎ	17	14	13	22	2	0	68
その他	10	34	6	59	0	1	110
合計	163	272	108	309	15	11	878

(6) 個別ケースに関わる会議の参加状況

	北部	西部	東部	南部	市外・その他	不明	合計
地域ケア会議（行政主催）	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議（高サボ主催）	3	4	1	1	0	0	9
自立支援協議会GSV	2	1	1	2	0	0	6
その他個別ケースに関わる会議	6	5	1	8	0	0	20

2. 地域支援について

(1) 地域支援対象者の属性（複数）

	全域・その他	北部	西部	東部	南部	合計
地区社協	18	168	309	238	283	1,016
フードバンク・バントリー団体	37	4	59	4	26	130
サロン	18	14	17	38	58	145
民生委員児童委員協議会	14	20	27	20	68	149
ボランティア・市民活動団体	69	7	4	2	4	86
企業・民間事業者	62	30	7	47	3	149
高齢者相談機関・施設・団体	0	25	40	23	10	98
学校・SSW	8	23	18	12	25	86
自治町会	2	30	12	32	20	96
子ども食堂	17	3	2	1	40	63
子育て相談機関・施設・団体	1	0	1	1	1	4
高齢者クラブ	0	1	0	0	4	5
障がい者相談機関・施設・団体	0	0	11	1	20	32
ひきこもり支援団体	0	0	0	0	0	0
PTA・地域学校協働活動推進委員	0	0	0	1	4	5
医療	3	0	0	0	0	3
その他	1,323	21	8	5	11	1,368
合計	1,572	346	515	425	577	3,435

(2) 支援内容

	全域・その他	北部	西部	東部	南部	合計
相談	48	65	126	46	30	315
関係構築	181	114	126	76	359	856
立ち上げ支援	1	18	10	0	17	46
運営支援	94	124	149	121	142	630
連絡調整	160	9	72	156	22	419
その他	1,087	16	32	26	7	1,168
合計	1,571	346	515	425	577	3,434

(3) 地域支援に関わる会議の参加状況

	全域・その他	北部	西部	東部	南部	合計
地区社協	—	68	68	47	44	227
地域ケア推進連絡会	0	4	18	9	11	42
相談員会議	0	15	21	21	19	76
その他地区社協会議	0	49	29	17	14	109
民生委員児童委員協議会	0	11	22	14	35	82
子ども食堂	6	1	0	0	1	8
ボランティア・市民活動団体	6	1	0	0	0	7
保護司会関係	0	0	0	0	0	0
フードバンク・フードパントリー	0	0	0	0	0	0
医療	1	0	0	0	0	1
PTA・地域学校協働活動推進委員	0	0	0	0	0	0
学校・SSW	1	0	1	0	2	4
自治(町)会	0	1	0	0	0	1
高齢者クラブ	0	0	0	0	0	0
企業・事業者(民間)	2	2	0	0	0	4
行政・社協関係	170	1	3	2	1	177
災害関係(市域)	0	0	0	0	0	0
災害関係(地域)	0	0	0	0	0	0
その他会議(市域)	4	0	0	0	0	4
その他会議(地域)	1	5	16	3	4	29
	191	90	110	66	87	544

3. CSW活動について

(1) CSWの活動区分

	全域・その他	北部	西部	東部	南部	合計
ニーズ・課題の把握、共有	464	380	562	489	740	2,635
活動支援	369	344	395	180	611	1,899
人材育成	58	83	87	18	14	260
情報発信	167	156	213	345	45	926
プラットフォームの展開	167	97	114	123	211	712
その他(事務・CSW自身の研修等)	1,114	34	71	30	32	1,281
	2,339	1,094	1,442	1,185	1,653	7,713

(2) CSWが個別・地域支援で関わった相手先分類

	全域・その他	北部	西部	東部	南部	合計
本人・親族	33	93	109	74	144	453
近隣住民・友人	4	14	35	85	5	143
民生委員・児童委員	16	46	72	40	99	273
地区社協	37	206	321	245	297	1,106
ボランティア(個人)	43	6	24	19	49	141
お互いさま事業協力員	0	5	0	0	21	26
自治(町)会	14	50	42	68	35	209
高齢者クラブ	5	1	0	1	14	21
子ども会	2	0	0	1	3	6
ボランティア・市民活動団体	79	3	5	9	28	124
PTA・地域学校協働活動推進員	0	1	3	2	3	9
学校・スクールソーシャルワーカー	48	33	26	28	32	167
家主・管理人	0	0	0	0	0	0
当事者グループ	2	1	0	0	0	3
行政・社協関係	1,425	110	206	203	245	2,189
高齢者サポートセンター	16	68	125	77	95	381
高齢者サポートセンター(SC)	14	62	66	61	71	274
ケアマネジャー	3	3	8	15	6	35
市川市生活サポートセンターそら	7	0	3	4	7	21
がじゅまる+ (多機関協働)	51	30	19	27	20	147
基幹相談支援センターえくる	4	4	14	1	9	32
中核地域相談支援センターくらっち	1	1	2	1	5	10
福祉施設	5	10	6	7	13	41
企業・事業者(民間)	75	36	65	67	38	281
医療関係	4	1	0	7	19	31
その他支援機関	12	6	13	2	5	38
その他	19	1	12	9	8	49
	1,919	791	1,176	1,053	1,271	6,210